

鳥取県告示第97号

平成20年鳥取県告示第813号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した100満ボルト米子店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

米子市

2 意見の概要

店舗敷地の多くの部分が住居地域にあるため、時間変更に伴い深夜に及ぶ営業を行う時には次の点に注意が必要

- (1) 深夜における駐車場利用者の出入口や不用意な騒音発生
- (2) 屋外照明による周辺住居への光害発生
- (3) 空調機などの室外機、排風機、受電設備等からの騒音

3 縦覧に供する期間

平成21年2月20日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課